

## 指定管理者制度の運用状況について

## ●指定管理者制度とは

公の施設の管理について、民間事業者等のノウハウを活用することで、市民サービスを向上させることに加え、公募による指定管理者の選定など競争の原理の導入により、管理に係る経費の縮減を図るなど、効果的かつ効率的な運営をめざすことを目的に導入された制度（平成15年度地方自治法改正により導入）。

指定管理者制度導入以前における公の施設の管理は、公共団体（土地改良区）、公共的団体（農協、自治会など）、地方公共団体の出資法人（1/2以上出資）に限定され、民間事業者は対象外。

<地方自治法第244条の2第3項の規定>

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

## ●本市における導入状況

平成16年4月から指定管理者制度を導入。平成18年7月には、指定管理者の指定の  
 手続や運用等について統一的なルールを定めた「池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例」を施行。

平成27年4月1日現在、62施設において導入しており、指定期間は、全ての施設において5年間（※）。（指定管理者導入施設の一覧は、資料2を参照）

※「池田市指定管理者による公の施設の管理に関する基本方針」において5年を超えない範囲で施設ごとに定める旨を明記）

【参考】全国での導入状況（平成24年4月1日現在）

都道府県	7,123 施設
指定都市	7,641 施設
市区町村	58,712 施設
合計	73,476 施設

（出典：総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」の概要）

## ●指定管理者の選定・指定

（1）公募から選定・指定、管理開始までの流れ

- ①指定管理者の公募（期間30日以上）
- ②「指定管理者選定委員会」（※）を開催し、応募団体を審査

※選定委員会は施設ごとに設置し、委員の半数以上は外部有識者（大学教授、弁護士、税理士等）で構成

- ③審査結果に基づき、市が指定管理者の候補者を選定
- ④選定団体を指定管理者として指定する議案を市議会に提出
- ⑤市議会での議決後、指定管理者として指定
- ⑥市と指定管理者による年度協定の締結（管理開始前）
- ⑦施設の管理開始

## (2) 選定方法

施設ごとに設置した指定管理者選定委員会において、応募団体から提出された事業計画や収支計画などの書類に加え、必要に応じてプレゼンテーションを実施した上で、応募団体の審査を行う。市民サービスの向上を図ることが指定管理者制度の導入の目的の一つであるため、単に価格の低い団体を選定することのないよう、以下の配点の割合の範囲内で施設ごとに設定することとしている。

### 【選定における配点区分・比率】

評価項目	配点比率
① 価格審査	30%～50%
② 基本項目審査 (業務遂行能力、サービス向上、収支計画等)	40%～60%
③ 基本項目以外の審査 (安全管理、情報管理、福利厚生等)	5%～10%

### 【参考】非公募の要件

以下のいずれかに該当する場合は、公募によらず、候補とする団体との協議によって指定管理者を指定することができる。

- ①当該施設を通じて提供されるサービスの主たる対象となる住民で構成される団体が指定管理者となる場合
- ②公募手続の結果、指定管理者が決定されなかった場合

## ●市による管理状況のチェック

### (1) 毎年度の確認

市は管理状況を常に確認し、必要に応じて指定管理者に対し、管理業務や経理状況についての報告の求めや実地調査を行う。

指定管理者から毎年度終了後3か月以内(6月末日まで)に事業報告書の提出を受け、業務の実施状況や収支状況を確認し、改善の指導等必要な措置を行う。

### (2) 最終年度における評価

制度導入の趣旨である市民サービスの向上やコスト削減が適切に図れているかを検証するため、指定期間の最終年度に評価を実施する。

具体的には、指定管理者による自己評価、担当課による評価を経て、外部有識者を含む指定管理者評価委員会において評価を行う。

評価結果を踏まえて管理運営方法の改善や次期指定管理者の選定に活用する。

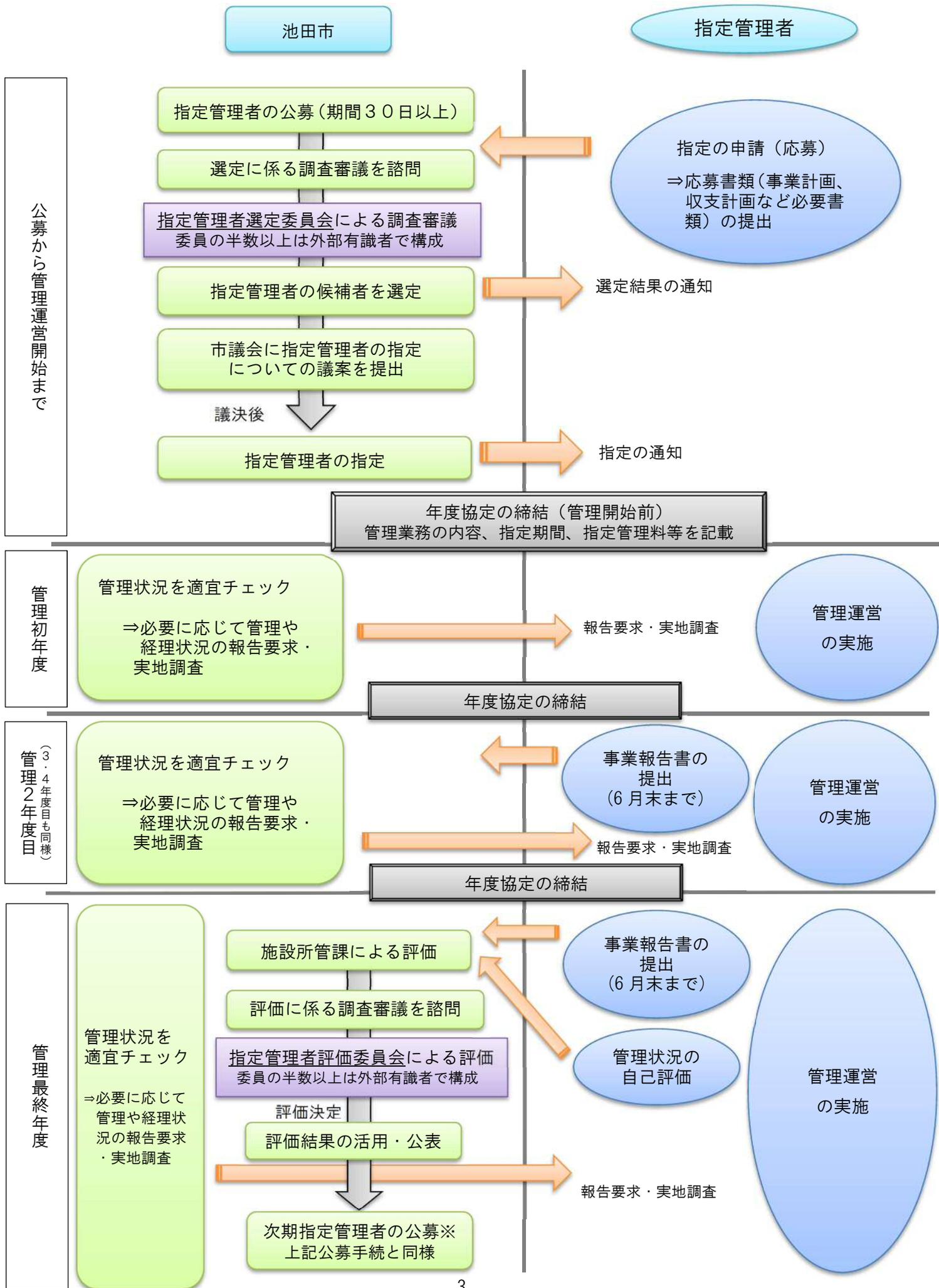
### 【評価の流れ】

- ①指定管理者が管理状況について自己評価(優、良、可、不可)を行う。
- ②施設の所管課が事業内容、施設の利用状況、市民満足度、収支状況、その他(情報管理、緊急時の対応等)の項目について「A(良い)」、「B(普通)」、「C(悪い)」の3段階の評価を行い、総合評価(優、良、可、不可)を行う。
- ③外部有識者を含む「指定管理者評価委員会」を開催し、所管課の評価を踏まえて、総合評価(優、良、可、不可)を行う。
- ④評価結果を踏まえて管理運営方法の改善や次期指定管理者の選定に活用する。  
評価結果は市ホームページで公表する。

## ●今後の検討事項

- ・応募団体の確保のため、公募に係る周知手段及び期間を拡大
- ・最終年度における評価に備え、施設所管課が毎年度評価を検討

# 【市と指定管理者の関係】



指定管理者制度導入施設及び指定管理者一覧（平成27年4月1日時点で現に指定管理者制度を導入している公の施設に限る。）

施設名	導入開始年月	指定管理者名														
		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
公益活動促進センター	平成16年4月	☆池田市公益活動促進協議会					池田市公益活動促進協議会①					池田市公益活動促進協議会①				
コミュニティセンター	平成16年4月	☆池田市立コミュニティセンター管理運営委員会			☆池田市立コミュニティセンター管理運営委員会			☆池田市立コミュニティセンター管理運営委員会			☆池田市立コミュニティセンター管理運営委員会			未定		
細河コミュニティセンター	平成16年4月	☆池田市立細河コミュニティセンター管理運営委員会			☆池田市立細河コミュニティセンター管理運営委員会			☆池田市立細河コミュニティセンター管理運営委員会			☆池田市立細河コミュニティセンター管理運営委員会			未定		
伏尾台コミュニティセンター（2館）	平成16年4月	☆池田市立伏尾台コミュニティセンター管理運営委員会			☆池田市立伏尾台コミュニティセンター管理運営委員会			☆池田市立伏尾台コミュニティセンター管理運営委員会			☆池田市立伏尾台コミュニティセンター管理運営委員会			未定		
共同利用施設（駅前北会館及び駅前南会館を除く32館）	平成16年4月	☆各会館運営委員会（32委員会）			☆各会館運営委員会（32委員会）			☆各会館運営委員会（32委員会）			☆各会館運営委員会（32委員会）			未定		
共同利用施設池田駅前北会館	平成16年4月	☆池田市再開発ビル(株)			池田市再開発ビル(株)①			池田市再開発ビル(株)③			池田市再開発ビル(株)③			未定		
共同利用施設池田駅前南会館	平成16年4月	☆池田駅前開発(株)			池田駅前開発(株)①			池田駅前開発(株)③			池田駅前開発(株)③			未定		
葬祭場	平成21年4月						いけだサンシー(株)②					いけだサンシー(株)①				
池田市民文化会館	平成16年4月	☆(財)いけだ市民文化振興財団					(一財)いけだ市民文化振興財団※A①					(一財)いけだ市民文化振興財団①				
カルチャープラザ※B	平成17年4月	(財)いけだ市民文化振興財団①					(一財)いけだ市民文化振興財団※A②					(一財)いけだ市民文化振興財団①				
ギャラリー	平成16年4月	☆(財)いけだ市民文化振興財団					(一財)いけだ市民文化振興財団※A①					(一財)いけだ市民文化振興財団①				
上方落語資料展示館（落語みゅーじあむ）	平成19年7月						池田市観光協会⑤					池田市観光協会⑤				
男女共生サロン	平成16年4月	☆グループ・オーブいけだ					グループ・オーブいけだ①					グループ・オーブいけだ②				
3R推進センター（エコミュージアム）	平成21年7月						いけだエコスタッフ※C③					いけだエコスタッフ①				
敬老会館	平成16年4月	☆(財)さわやか公社 (社福)池田市社会福祉協議会※D					(社福)大阪府社会福祉事業団④					(社福)大阪府社会福祉事業団②				
養護老人ホーム	平成16年4月	☆(社福)のぞみ					(社福)のぞみ②					(社福)のぞみ②				
くすのき学園	平成16年4月	☆(社福)産経新聞厚生文化事業団					(社福)産経新聞厚生文化事業団①					(社福)産経新聞厚生文化事業団①				
都市緑化植物園	平成16年4月															
池田城跡公園	平成16年4月															
五月山動物園	平成16年4月	☆(財)池田市公共施設管理公社					(一財)池田市公共施設管理公社※E①					(一財)池田市公共施設管理公社③				
五月山体育館	平成16年4月															
五月山緑地駐車場	平成16年4月															
猪名川運動場	平成16年4月	☆(財)池田市公共施設管理公社					(一財)池田市公共施設管理公社※E①					(一財)池田市公共施設管理公社②				
猪名川緑地駐車場	平成16年4月															
テニスコート	平成16年4月	☆(財)池田市公共施設管理公社					(一財)池田市公共施設管理公社※E③					(一財)池田市公共施設管理公社⑤				
総合スポーツセンター	平成16年4月	☆(財)池田市公共施設管理公社					(一財)池田市公共施設管理公社※E③					(一財)池田市公共施設管理公社②				
山の家	平成16年4月	☆特定非営利活動法人トイボックス					特定非営利活動法人トイボックス①					特定非営利活動法人トイボックス①				
水月児童文化センター	平成16年4月	☆特定非営利活動法人北摂こども文化協会					特定非営利活動法人北摂こども文化協会①					特定非営利活動法人北摂こども文化協会②				
五月山児童文化センター	平成20年7月						特定非営利活動法人関西KIDSコミュニティ協会※F⑥					特定非営利活動法人関西KIDSコミュニティ協会①				
児童館	平成21年10月						教友会③					教友会③				

全62施設

☆：非公募（制度導入当初である平成16年4月1日の指定分についてはすべて非公募）、丸囲みの数字：公募時の応募団体数

※A 団体名称は、平成24年3月31日までは「(財)いけだ市民文化振興財団」。

※B 施設名称は、平成21年3月31日までは「青年の家」。

※C 団体名称は、平成22年6月16日までは「池田環境問題市民会議・エコスタッフ」、平成22年6月17日のNPO法人格取得以来現在に至る。

※D 平成20年9月末日の(財)さわやか公社解散に伴い、平成20年10月1日から平成21年3月31日までは、事業譲渡先である(社福)池田市社会福祉協議会が指定管理者。

※E 団体名称は、平成25年3月31日までは「(財)池田市公共施設管理公社」。

※F 団体名称は、平成21年3月31日までは「池田こども文化活動協会」、平成21年4月1日から平成22年6月9日までは「関西KIDSコミュニティ協会」、平成22年6月10日のNPO法人格取得以来現在に至る。

## 指定管理者制度の運用に関する工夫・見直し事例

## 応募団体数の増加に向けた方策

## (1) 1か月を超える公募期間の設定

多くの自治体において、指定管理者の公募期間は1か月程度に設定しており、本市においても、「30日以上」としている。

## 【1か月を超える公募期間の例】

- 京都府…25日程度であった公募期間について、少なくとも1か月半（45日）程度の期間を確保するよう見直し（①）
- 堺市…公募期間については十分な検討期間を確保することでサービス向上につながる提案が期待できることや、複数の団体の応募確保の観点等から、概ね2か月程度を確保（②）

## (2) 施設の過去の実績に関する情報を公開

- 岡山県…施設概要に加え、過去の利用状況、企画事業の実施状況、収蔵品リスト等を参考資料として公開（③）

## 管理運営実績の毎年度評価の実施

- 神戸市…各局室区に設置している指定管理者選定評価委員会（原則として学識経験者や弁護士、公認会計士など、市役所外部の委員により構成）において、毎年度、施設が適正に管理されているかどうかを確認するとともに、利用者満足度調査の結果などをもとに管理運営に対する評価を実施（④）

※府内自治体の評価方法については、「府内自治体における管理運営実績の評価方法」を参照

## 審査基準や審査公表において指定管理者に期待する項目を明示

- 伊勢市…図書館において、コスト縮減への配点を低くし、雇用環境や人材育成の方針等についての配点を高く設定（③）
- 鎌倉市…芸術館において重視すべき項目として、「青少年健全育成の理解」を30%の配点に設定（③）

## 出典

- ①京都府ホームページ内「指定管理者制度の実施に当たっての留意事項」
- ②堺市ホームページ内「指定管理者制度活用のためのガイドライン」
- ③「平成22年度指定管理者実務研究会報告書（財団法人地域総合整備財団くふるさと財団）」
- ④神戸市ホームページ内「指定管理者の管理運営に対する評価」等からそれぞれ抜粋・要約

## 府内自治体における管理運営実績の評価方法

自治体名	管理運営実績の評価方法	
	市（施設所管部署）評価	外部評価
豊中市	定期・随時に指定管理者が実施した業務についてのモニタリングを実施し、 <u>毎年度</u> その総括として年度評価を実施	<u>指定期間中</u> において少なくとも一度、選定評価委員会において、サービス内容など施設の管理状況についての評価を実施
箕面市☆	指定管理者からの月報等の報告の確認等、施設の適正な管理運用がなされているかを把握	外部の有識者等や施設利用団体等の代表を評価員として登用。 <u>毎年度1回</u> 評価し、評価員の合議を実施
門真市☆	<u>毎年度</u> 、指定管理者に事業報告書と自己評価の提出を求め、施設のサービス水準・収支状況の視点から総合評価を実施	未実施
守口市☆	<u>毎年度</u> 、指定管理者に事業報告書と自己評価の提出を求め、施設のサービス水準・収支状況の視点から総合評価を実施	<u>指定期間の2年目又は3年目</u> に、選定時の審査を行った指定管理者選定委員会が、左記評価を踏まえ、総合的に評価を実施
河内長野市☆	<u>毎年度</u> 、事業報告書及び月次の自己評価表や利用者アンケート結果等を踏まえて評価を実施	原則として、 <u>標準指定期間5年の内に1回</u> 実施
羽曳野市☆	<u>指定期間の初年度終了後</u> 、事業報告書や指定管理者の自己評価を踏まえて評価を実施	<u>指定期間の初年度終了後</u> 、左記評価を踏まえ、指定管理者選定等委員会が総合評価を実施
<参考> 池田市	随時、指定管理者の管理状況の確認を行い、 <u>指定期間の最終年度</u> に、指定管理者の自己評価を踏まえ、事業内容、収支状況等の評価と総合評価を実施	<u>指定期間の最終年度</u> 、左記の評価を踏まえ、指定管理者評価委員会が総合評価を実施

☆：類似団体

出典

各自治体ホームページ内の指定管理者制度に関する運用指針等から抜粋・要約

「池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例」及び「池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則」

### 池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、池田市が設置する公の施設に関する管理の業務（施設の維持管理（小規模な修繕を含む。）及び運営（市民に対して当該公の施設の設置目的であるサービスを具体的に提供するための一連の取組をいう。）に関する業務をいう。以下同じ。）を、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者に行わせる場合の必要な事項について定め、もって公の施設の管理の適正と市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 指定管理者による公の施設の管理については、他の条例に特別の定めがある場合のほか、この条例の定めるところによる。

(基本方針)

第3条 市長は、次に掲げる事項に関する基本的な方針を定め、公表しなければならない。これを変更したときも同様とする。

- (1) 指定管理者による管理の対象とする公の施設の基準
- (2) 指定管理者の選定基準
- (3) 指定の期間

(指定管理者の資格)

第4条 次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者となることができない。

- (1) 破産法（平成16年法律第75号）第2条第4項に規定する破産者
- (2) 第13条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して3年を経過しない団体
- (3) 役員又はこれに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者がある団体
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 指定管理者が第13条の規定により指定を取り消された場合において、その取消しの日前30日以内に役員等であった者でその取消しの日から3年を経過しないもの

ウ 成年被後見人又は被保佐人

エ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者

(公募による指定)

第5条 指定管理者の選定は、市長（教育委員会が所管する公の施設については教育委員会。以下同じ。）が行う公募に応じたものの中から、第3条第2号の選定基準に従い、行う。

2 公募に応じようとする団体（以下「応募団体」という。）は、申請書に添えて、事業計画（指定の期間内における管理の業務の実施方法、見込まれる経費の概算とその財源その他必要事項について定める計画をいう。以下同じ。）及び規則で定める資料（第8条第2項において「事業計画等」という。）を市長に提出しなければならない。

3 市は、次に掲げるすべての要件が満たされる場合でなければ、応募団体を指定管理者に指定してはならない。

(1) 事業計画が、当該公の施設の設置及び管理について定める条例の規定に適合し、かつ利用者のサービスの確保のために適切なものであること。

(2) 事業計画に沿った業務を安定かつ継続して実施するための能力を応募団体が有していること。

(3) 管理の業務の公平かつ公正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

4 前3項に定めるもののほか、公募に関し必要な事項は、規則で定める。

(公募によらない指定)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市は、候補とする団体との協議により、当該団体を指定管理者に指定することができる。

(1) 当該公の施設を通じて提供されるサービスの主たる対象となる住民で構成される団体が指定管理者となる場合

(2) 前条に定める手続きの結果、指定管理者が決定されなかった場合

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(申請事項の変更)

第7条 指定管理者は、事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 前項の変更は、指定の日から1年を経過するまでは行うことができない。

3 指定管理者は、応募に係る事項（事業計画に定める事項を除く。）を変更しようとするときは、変更しようとする日の14日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

（指定の告示等）

第8条 指定管理者の指定をしたときは、市長は、規則で定めるところにより告示しなければならない。

2 市長は、指定管理者の指定の日から14日間、第5条第2項（第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該団体から提出された事業計画等及び指定の理由を示す書面を市民の縦覧に供しなければならない。

（年度協定等）

第9条 指定管理者は、毎年度の開始前（管理の業務が年度の途中から開始される場合にあつては、管理の業務の開始前。第13条第2項第2号において同じ。）に、事業計画に基づき、当該年度における管理の業務の実施に関する協定（以下「年度協定」という。）を市長と締結しなければならない。締結した年度協定を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、年度協定を締結したときは、当該団体が指定管理者であることを確認した旨の告示をしなければならない。

3 指定管理者は、毎年度終了後（管理の業務が年度途中で終了する場合にあつては、管理の業務の終了後）3か月以内に、当該年度における管理の業務に関する事業報告を市長に提出しなければならない。

4 前各項に定めるもののほか、年度協定及び事業報告に関し必要な事項は、規則で定める。

（管理の業務の休廃止）

第10条 指定管理者は、市長の許可を得なければ、管理の業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、その旨を告示しなければならない。

（秘密保持義務）

第11条 指定管理者の役員及び職員又はこれらに準ずる者並びにこれらの者であった者（以下「役職員等」という。）は、管理の業務に関して知り得た情報を第三者に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

（開示請求等の特例）

第12条 池田市情報公開条例（平成16年池田市条例第1号）及び池田市個人情報保護条例（平成16年池田市条例第2号）中、開示請求に関する規定は、

指定管理者が有する情報（当該公の施設の管理の業務に関する部分に限る。）について準用する。この場合において、池田市情報公開条例及び池田市個人情報保護条例中「行政文書」とあるのは「当該情報を記載した文書」と読み替えるものとする。

- 2 前項の場合において、開示請求の受理及び開示に関する決定は、市長が行う。
- 3 第1項の請求がなされた場合、市長は指定管理者に対し、当該請求に係る文書の提出を求めることができる。この場合、当該文書が存在しない場合を除き、指定管理者は、これを拒むことができない。
- 4 第2項の決定に対する不服に関し諮問があった場合において、池田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年池田市条例第3号）第7条第4項に基づく資料提出又は事実陳述の求めがあったときは、指定管理者は、これを拒むことができない。

（指定の取消し等）

第13条 市長は、指定管理者が第4条各号のいずれかに該当するに至ったときは当該指定管理者の指定を取り消さなければならない。第5条第3項に掲げる要件に適合しなくなったと認めるときも同様とする。

2 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 第7条の規定に違反したとき。
- (2) 年度の開始前に年度協定を締結できる見込みがないと認められるとき。
- (3) 第10条の規定に違反したとき。
- (4) 役職員等が第11条の規定に違反したとき。
- (5) 前条第3項又は第4項の求めを拒んだとき。
- (6) 法第244条の2第10項の規定による実地の調査を拒み、妨げ、又は回避したとき又は指示に従わないとき。
- (7) 役職員等が管理の業務に関し著しく不適當な行為をしたとき。
- (8) 不正な手段により指定を受けたとき。

3 指定管理者は、管理の業務を事業計画及び年度協定に沿って実施することが困難となった場合であって、第7条第1項又は第9条第1項の規定による変更ができないときは、指定の取消しを申し出ることができる。

4 市長は、指定の取消し等（前3項の規定による指定の取消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令をいう。以下同じ。）を行ったときは、そ

の旨を告示しなければならない。

5 指定の取消し等により指定管理者に生じた損害については、市はその賠償の責めを負わない。

6 指定の取消し等の後、管理の業務の再開又は新たな指定管理者による管理の業務が開始されるまでの間における当該公の施設の管理の業務は、市長が行うものとする。この場合において、これに要した費用は、当該指定の取消し等を受けた団体が負担する。

7 前項前段の規定は、第5条又は第6条の手続きにより指定管理者が選定できなかった場合に準用する。

(選定又は評価に係る委員会)

第14条 指定管理者の選定に係る調査審議を行うため、指定管理者選定委員会を置く。

2 指定管理者による当該公の施設の管理に関する評価を行うため、指定管理者評価委員会を置く。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めるときは、指定管理者評価委員会において第1項に規定する事務を行わせることができる。この場合において、市長は、これを指定管理者選定・評価委員会とするものとする。

4 前3項に規定する委員会の名称は、当該公の施設の名称又はその内容を示す事項を冠するものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定管理者に指定されているものは、この条例第3条、第5条(第3項を除く。)、第6条及び第8条の規定に従い指定されたものとみなす。

附 則 (平成25年3月28日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成18年池田市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募に係る告示等)

第2条 市長は、指定管理者の公募を行おうとするときは、公募を行う旨のほか次に掲げる事項について公募開始日の2週間前までに告示するとともに、市ホームページへの掲載その他の適切な方法により周知に努めなければならない。

- (1) 公募の期間
- (2) 当該施設の名称、所在地及び概要
- (3) 当該施設の設置目的及び具体的な管理の業務の内容
- (4) 指定管理者による管理の開始予定日及び予定する指定の期間
- (5) 条例第5条第2項の規定に基づき提出を求める資料
- (6) 前各号のほか、公募手続きの円滑な進行のため市長が必要と認める事項  
(申請書に添付する資料)

第3条 条例第5条第2項に規定する資料は、次に掲げるものとする。

- (1) 収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類
- (3) 法人にあつては、登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これに準ずる書類）
- (4) 役員名簿
- (5) 当該団体の前事業年度の事業報告書及び経営状況を説明する書類
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) 誓約書（様式）
- (8) 別に指定する税目の滞納がないことを証明する書類
- (9) その他市長が必要と認める資料  
(指定等の告示)

第4条 条例第8条第1項の規定による告示は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 指定管理者の名称及び住所
- (2) 指定の期間
- (3) 条例第8条第2項に規定する縦覧の場所

2 市長は、前項第1号に規定する事項に変更があった場合は、その旨を告示しなければならない。

(年度協定)

第5条 市長は、条例第9条第1項に基づき指定管理者との間で締結する年度協定において、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 指定の期間に関する事項
  - (2) 条例第5条第2項に規定する事業計画等に記載された事項
  - (3) 市が支払うべき管理に要する費用に関する事項
  - (4) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
  - (5) 管理の業務に関して保有する情報の公開に関する事項
  - (6) 管理の業務に関して知り得た個人情報の保護に関する事項
  - (7) 条例第9条第3項に規定する事業報告に記載すべき事項
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長及び指定管理者が必要と認める事項
- (事業報告)

第6条 指定管理者は、条例第9条第3項に規定する事業報告において、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金等の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために市長が必要と認める事項

2 年度の途中において条例第13条第1項から第3項までの規定により指定管理者の指定を取り消された団体は、当該指定を取り消された日から起算して3か月以内に当該指定を取り消された日までの事業報告を作成し、市長に提出しなければならない。

(管理に係る評価)

第7条 条例第15条第2項に規定する評価は、指定管理者の指定の期間が満了する日の3か月前までに行うものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年7月1日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第27号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

## 池田市指定管理者による公の施設の管理に関する基本方針

池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第3条に基づき次のとおり定める。

(指定管理者による管理の対象とする公の施設の基準)

次の各号のいずれかに該当する場合に、公の施設の管理を指定管理者に行わせることができるものとする。

- (1) 当該公の施設を通じて提供されるサービスの主たる対象となる住民で構成される団体が指定管理者となる場合
- (2) 当該公の施設の設置目的とその活動の趣旨が合致する公益活動団体（池田市公益活動促進に関する条例（平成13年条例第14号）第2条第2項に規定するものをいう。）が指定管理者となる場合
- (3) 当該公の施設の管理を民間事業者等に委ねた方が、サービス内容の充実、効率的な運営等の観点から適当であると認められ、かつ、当該公の施設の設置目的が達成されると認められる場合

(指定管理者の選定基準)

指定管理者の選定にあたっての選定基準は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定的に行うために必要な経理的基礎、技術的能力及び人材を有していること。
- (4) 収支計算書の内容が、当該公の施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- (5) その他市長が当該公の施設の性質又は目的に応じて特に定める必要がある事項を満たすこと。

(指定の期間)

指定の期間は、5年を超えない範囲で当該公の施設ごとに定める。

ただし、当該公の施設の性格上、5年を超える期間の指定を行うことが、当該公の施設の維持に不可欠と認められる場合には、この限りではない。